

公布された条例のあらまし

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

道路交通法の改正に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料を新設するほか、必要な改正を行いました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和5年7月1日から施行することとしました。